

平成30年（2018年）4月1日

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設設置者
指定一般相談支援事業者
指定特定相談支援事業者
様

横須賀市福祉部長

横須賀市指定障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告取扱
要領について（通知）

標記について、指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第21号）第3条の規定によりその例によることとされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第40条第1項（第43条、第43条の4、第76条、第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第136条、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条、第213条の11及び第213条の22において準用する場合を含む。）、指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第22号）第3条の規定によりその例によることとされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第54条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第36条第1項（第45条において準用する場合を含む。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第28条第1項に規定する事故が発生した場合の横須賀市への報告に関し必要な事項を別紙のとおり定め、平成30年4月1日から施行することとしたので、通知します。

なお、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告取扱い要領（平成25年7月1日施行）は、廃止します。

事務担当 横須賀市福祉部指導監査課
指導監査第3係
電話 046（822）8411

(別紙)

横須賀市指定障害福祉サービス事業所等における事故発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、指定障害福祉サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第21号）第3条の規定によりその例によることとされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第40条第1項（第43条、第43条の4、第76条、第93条、第93条の5、第125条、第125条の4、第136条、第162条、第162条の4、第171条、第171条の4、第184条、第197条、第202条、第206条の12、第206条の20、第213条、第213条の11及び第213条の22において準用する場合を含む。）、指定障害者支援施設等の人員等に関する基準等を定める条例（平成30年横須賀市条例第22号）第3条の規定によりその例によることとされた障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）第54条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）第36条第1項（第45条において準用する場合を含む。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第28条第1項の規定する事故が発生した場合の横須賀市（以下「市」という。）への報告に関し必要な事項を定めるものとする。

2 報告の範囲

市内に所在する指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者、指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。）は、利用者に提供するサービスであって、次の（1）から（7）までのいずれかに該当するときは、別紙「事故報告書」（以下「報告書」という。）により市に報告しなければならない。

（1）サービスの提供中に発生した利用者の怪我又は死亡事故

ア 「サービスの提供中」とは、利用者が事業所又は施設に所在している場合をいい、送迎又は通院等により外出している間の事故を含む。また、訪問サービスについては、居室におけるサービスの提供時間中の事故を含む。

イ 怪我の程度については、外部の医療機関で受診したものを原則とするが、これ以外の場合であっても、指定障害福祉サービス事業者等が家族等に連絡すべきと判断したものについては報告すること。

ウ 事故の発生原因に指定障害福祉サービス事業者等の過失の有無は問わないことから、利用者の過失による事故であっても、イに該当する場合は報告すること。

エ 利用者が、病気等により死亡した場合であっても、その死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。

オ 利用者が、事故発生時からある程度の期間を経て死亡した場合であっても、事故との因果関係があると思われる場合は、速やかに報告すること。

カ 報告書の提出後、利用者が死亡したことにより事業所又は施設の対応に変化が生じた場合は、速やかに報告書を再提出すること。

（2）誤嚥

（3）食中毒又は感染症の発生

食中毒、感染症又は結核については、サービスの提供に関連して発生したものと認められる場合は報告すること。

また、これらの疑いがある場合は、速やかに医師等の診療を受けさせることとし、これらの発生を確認した場合は、診断医と連携して保健所に期限内に届出が行えるように協力するとともに、感染の拡大を防止するために必要な対策を速やかに講じること。

なお、この場合において、関連法令等で別に届出等の義務がある場合は、併せて届出等を行うこと。

(4) 利用者の所在不明

(5) 職員の犯罪行為等

利用者の処遇に影響があるものは報告すること。（例：利用者からの預かり金の横領、個人情報の紛失等）

(6) 誤薬

利用者に医師等の処方内容と異なる処方薬の与薬、時間や投与量の誤り、与薬もれなどの事故（施設内又は外部の医療機関の医師等の指示を受けること。）

(7) その他

(1) から (6) までに掲げるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等において報告が必要と認めた事故

3 報告の手順

指定障害福祉サービス事業者等は、事故発生後、必要な措置を直ちにとるとともに、以下のとおり報告すること。

(1) 指定障害福祉サービス事業者等は、事故発生後、速やかに6に掲げる報告先に電話により報告すること。

なお、「速やかに」とは、最大限、努力した可能な範囲とする。

例1：午後に事故が発生し、処置等のため数時間を要したため市が閉庁した場合には、翌朝早くに電話で報告する。

例2：金曜日夜刻に事故が発生した場合には、開庁日朝早くに電話で報告する。

(2) 指定障害福祉サービス事業者等は、事故処理が概ね完了したときは、報告書を郵送で提出すること。この場合において、5(2)及び(3)の報告先に報告書を提出する場合は、当該報告先の定める手順により報告すること。

(3) 指定障害福祉サービス事業者等は、利用者及びその家族が事故の事実関係を的確に把握することができるよう、利用者及びその家族に対し、報告書の控えを積極的に開示し、求めに応じてその写しを交付すること。

4 報告に対する市の対応

市は、必要に応じて、指定障害福祉サービス事業者等への調査及び指導を行うとともに、利用者及びその家族に対して事実確認等を行うものとする。

5 報告先

(1) 横須賀市福祉部指導監査課 046(822)8411

(2) 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 045(210)4736

(3) 利用者の支給決定市区町村障害福祉サービス担当課

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。